

Ⅱ. 認証可能範囲

- JQAが認証可能な鋳工業品や加工技術は、工業標準化法に基づき認証機関として登録を受けた日本工業規格の範囲です。詳しくは別紙1「JQA登録範囲」をご覧ください。尚、製品試験は、JQA内の試験所又はJQAと契約を締結した試験機関（契約を締結している場合）、或いは申込者が用意した試験場所で試験を実施いたしますが、製品仕様や設備性能等により、試験できない場合がございます。この場合には、認証のお申込みをお受けできない場合がありますので、予めお問い合わせ下さい。
- 認証の申込みは、JQA登録範囲のJIS規格が適用となる鋳工業品等の製造業者、加工業者、輸入業者、販売業者、又は、外国においてその事業を行う鋳工業品の製造業者、加工業者、輸出業者の方が対象となります。
- JQAが認証の業務を行える区域は、日本国内及び全世界ですが、次のような場合には、申込受付や審査等業務の実施の拒否あるいは保留することがあります。
 - (1) 申込者が、JQAに対する債務決済（認証及び認証の維持のための手数料及び費用等）を支払い期日までに履行できない場合
 - (2) 申込み工場が所在する地域に対して、外務省により渡航関連情報（危険情報、感染症危険情報など）が発出されている場合
 - (3) その他、JQAが正当な理由と判断した場合